災害にあったときの給付について

このたびの豪雨災害により被災された皆様に、心よりお見舞申し上げます。

共済組合では、組合員又は被扶養者が水震火災その他非常災害により住居・家財に 損害を受けた場合や、死亡された場合の給付を行っていますのでお知らせします。

◇災害見舞金

<給付の対象となる方>

水震火災その他の非常災害(盗難を除く)により、組合員(※)の<u>住居</u>又は別居の被扶養者の<u>住居</u>、または、組合員、被扶養者及び別居の被扶養者の<u>家財</u>に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて、該当組合員へ災害見舞金が支給されます。

(※)組合員には任意継続組合員を含みます。

<支給額の算定方法>

り災時の標準報酬月額に次に掲げる表 1 又は表 2 の「損害の程度」の区分に応じた 支給月数(上限は「住居」+「家財」で 3 カ月分)を乗じて算定します。

◎標準報酬月額は、共済組合が配付している「標準報酬 決定・改定通知書」で確認できます。

○住居の損害の判断基準表(表 1)

損害の程度	支給月数		
①住居の 全部 が損壊したとき。 ②住居に前号と同程度の損害を受けたとき。	2 カ月		
①住居の 2分の1以上 が損壊したとき。 ②住居に前号と同程度の損害を受けたとき。	1 カ月		
①住居の 3分の1以上 が損壊したとき。 ②住居に前号と同程度の損害を受けたとき。	0.5 カ月 (上限)		

○家財の損害の判断基準表(表 2)

損害の程度	支給月数	
①家財の 全部 が滅失したとき。 ②家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	2カ月	
①家財の 2分の1以上 が滅失したとき。 ②家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	1カ月	
①家財の 3分の1以上 が滅失したとき。 ②家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	0.5 カ月	

<住居について>

現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等の別を問いません。ただし、普段使用していない別棟の離れ家、物置、門及び塀は住居には含みません。

また、別居の被扶養者がいる場合には、その住居も含まれます。

○住居にかかる「損害の程度」の判定

住居にかかる損害の程度は、市町村長等が発行する「り災証明書」の「被害の程度」を基本として判断します。

なお、別居の被扶養者がいる場合、組合員の住居と別居の被扶養者の住居の「り 災証明書」のいずれかが「半壊」以上の判定の場合は、原則として組合員の住居と別 居の被扶養者の住居のいずれか被害が大きい「り災証明書」の判定により、判断し ます。

<家財について>

住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいますが、原則、住居内にあるものに限られます。家財の詳細は、「**家財(品目・品名)り災試算表**」の品目をご覧ください。 ただし、家財には、組合員及びその被扶養者が社会生活上必要なものとして使用している自家用車両が含まれますのでご留意ください。(農耕用車両・営業用車両は除く。)

(家財に含まれないもの)

山林、宅地、田畑、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券、倉庫等に預けているもの。

(1) 家財にかかる「損害の程度」の判定

「り災状況申告書」と「家財(品目・品名)り災試算表」により損害の程度を判断します。

下式により算出した家財の「損害の程度」が 3 分の 1 (33.4%) 以上の場合に支 給対象(表 2 参照) とします。

組合員、被扶養者及び別居の被扶養者の家財の損害額 (※1)
「損害の程度」 = 組合員、被扶養者及び別居の被扶養者のすべて家財の額 (※2)

- (※1) 家財の損害額は、廃棄・廃車する場合、購入時の金額。修理して使用する場合には、修理費と購入時の金額のいずれか低い方の額とします。 なお、購入時の金額が不明な場合には、再取得額を元に算定します。
- (※2)家財の額は、原則としてすべて購入時の金額とし、購入額が不明の場合には、 再取得額とします。

「再取得額」= 現時点において同程度の家財を購入する場合の額

(2) 損害の換価の確認方法(確認書類)

以下①と②を照合して確認を行います。

- ①「り災状況申告書」と「家財(品目・品名)り災試算表」
- ② 被災写真(廃棄処分等したことにより写真が未取得の場合は、その理由を記載した申立書を別途、提出してください。)

(3) 自家用自動車等の取扱い

組合員、被扶養者及び別居の被扶養者が社会生活上必要なものとして使用する車両は、家財に含みます。(農耕用車両、営業用は除く。)

なお、同一住居内に複数の組合員(他共済組合員を含む。)がおり、1台を共有して使用している場合は、その複数の組合員のそれぞれの家財に含むものとし、2台以上を使用している場合は、主として使用している組合員の家財に含みます。

【自家用自動車を含む家財に損害があった場合の算定例】

品目		り災前の全家財の額	損害のあった家財の額	「損害の程度」	
家具		650,000	250,000	2,380,000 ×100	
家電		2,200,000	1,375,000	6,680,000	
衣類		800,000	150,000	= 35.6%	
7 o /h	自家用車	1,500,000	300,000		
その他	自家用車以外	1,530,000	305,000	3分の1以上の損害	
	計	6,680,000	2,380,000	→ 支給月数 0.5 カ月	

【自家用自動車のみに損害があった場合の算定例】

品	Ħ	り災前の全家財の額	損害のあった家財の額	「損害の程度」	
家具		650,000	0	1,500,000 ×100	
家電		2,200,000	0	6,680,000	
衣類		800,000	0	= 22.5%	
その他	自家用車	1,500,000	1,500,000	3分の1未満の損害	
	自家用車以外	1,530,000	0		
	計	6,680,000	1,500,000	→ 支給対象外	

<提出していただく書類について>

→ 必要書類等のうち、**太枠**内の書類は、リンクしますので、任意の場所にダウン ロードしてお使いください。

必要書類等	住居の損害	家財の損害	備考	
災害見舞金請求書	0	0	住居・家財の両方に損害を受	
り災状況申告書	0	0	けた場合には、1部で可。	
家財(品目・品名) り災試算表	×	0	り災状況申告書と家財(品目・ 品名)り災試算表は同じエク セルファイル内にあります。	
り災証明書	0	×	写しの場合には、「所属所 長の原本証明」で可。	
被災箇所の写真	0	0	複数・多方面から撮影した ものをお願いします。	
被災住居の平面図	0	×	被災箇所に印を付けて提出してください。	
住居の課税台帳記載 事項証明書等の写し (準半壊・一部損壊のみ)	Δ	×	住居の固定資産税評価額 が判る書類で可	
住居の修理見積書の写し (準半壊・一部損壊のみ)	Δ	×	全壊・大規模半壊・半壊の 場合は不要です。	
自動車検査証等の写し	×	Δ	被災した自家用車の車種・ 型式・年式・使用者等が判 る書類	
登録事項識別情報等 通知書等の写し	×	Δ	自家用車を廃車したこと が判る書類	
自家用車の修理見積書 の写し	×	Δ	自家用車の修理費用が判 る書類	

〔区分〕 ○ (必要)、x (不要)、△ (該当する場合は必要)

〔注意事項〕

上記書類をすべてご提出いただいた場合でも、支給要件に該当しないと判定したときは、災害見舞金は支給されませんのであらかじめご了承ください。

く共済組合によるり災状況確認について>

災害見舞金の支給に当たっては、下記の区分により、必要に応じて、組合員、所属所 共済組合事務担当者及び共済組合担当職員の三者立会いのもと、被災現場において被 害状況を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、状況確認を行う場合には別途連絡をさせていただきます。

	住居	住居の「損害の程度」			
家財		「全部」	「2分の1以上」	「3分の1以上」	「3分の1未満」
「揖	「全部」	×	\triangle	0	0
「損害の程度」	「2分の1以上」	×	Δ	0	0
度	「3分の1以上」	×	\triangle	Δ	\triangle

区分「○」: 状況確認あり、「△」: 状況確認を行う場合あり、「×」: 状況確認なし

<留意事項>

災害見舞金請求等については、給付事由の生じた日(=り災した日)から2年間行 わないときには、時効により消滅します。

〔災害見舞金以外の災害給付等〕

◇弔慰金・家族弔慰金

水震火災その他の非常災害によって、組合員又は被扶養者が死亡された場合は弔慰 金又は家族弔慰金が支給されますので、共済組合保険課(16096-368-0903)又は所 属所共済組合事務担当者までお問合せください。

◇埋葬料・家族埋葬料

組合員又は被扶養者が死亡された場合は、埋葬料又は家族埋葬料が支給されますの で、共済組合保険課(Tel096-368-0903) 又は所属所共済組合事務担当者までお問合 せください。

些細なことでもすぐご相談ください!

組合員やご家族の病気、症状、高齢者のケア、妊娠、出産、育児、メンタルヘルスについて、 いつでもお気軽にご利用いただける、電話相談・面談によるカウンセリングを実施しています。



健康相談 / 365 日 24 時間対応

○120-475-478 メンタルヘルス電話相談時間 / 9 時~22 時(年中無休) 面談予約 / 月~金:9時~21時、土曜日:9時~16時

(日曜・祝日・12/31~1/3 を除く)